

# 平成29年度 学校いじめ防止基本方針

小34 千葉市立緑町小学校

## ◇千葉市の教育

- 千葉市教育施策の基調「人間尊重の教育」
- 千葉市学校教育推進計画  
目指す子どもの姿：「夢と思いやりの心を持ち、チャレンジする子ども」  
教 育 目 標：「自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力をはぐくむ」

## ◇学校教育目標

夢と希望をもち、たくましく豊かに生きる子どもの育成  
— 伸びよ みどりの子 —

## ◇生徒指導の重点目標

- ①積極的な生徒指導の推進  
わかる授業、個々の児童を啓発する学習指導  
→ 有用感、児童の居場所づくりを通じた効果的な生徒指導の推進
- ②生徒指導の充実  
生徒指導、教育相談、特別支援教育のシステム一元化  
職員が総力を挙げて取り組む生徒指導の実現
- ③生活指導  
基本的な生活習慣の徹底を重点目標に位置付ける。  
(挨拶、返事、言葉遣い、清掃、片付け、時間を守る)  
共通理解と同一歩調、「緑町小よい子のきまり」の徹底
- ④保健・安全指導  
安全の日の設定、安全点検の有効活用  
(校外、校内巡視、地域の教育力活用)
- ⑤安全安心な学校生活の確保  
いじめのない学校生活のために、「いじめ問題対策委員会」の設置

## ◇本校のいじめ問題の課題

- 子ども自らがいじめを考える場の設定と推進
  - ・児童会活動、道徳や人権教育の推進
- いじめの早期発見
  - ・アンケート調査の実施、児童との対話の励行

### 1 基本理念等について

#### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※児童等とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

#### (2) 基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### (3) 学校及び学校の教職員の責務

緑町小学校の教職員は、基本理念にのっとり、緑町小学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、緑町小学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

## 2 学校におけるいじめ防止等の対策について

### (1) 組織について

#### ① 名称

「いじめ問題対策委員会」

#### ② 役割

ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携、教育委員会への報告といった対応を組織的に実行するための中核としての役割

#### ③ 定例会議

原則として毎月1回

#### ④ 組織の構成について

ア 構成員……校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、学年主任、スクールカウンセラー（緑町中学校）

イ 相談・通報窓口…教頭、教育相談主任

### (2) いじめの未然防止について

① 「わかる授業」を推進し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を学校の教育活動全体を通じて養う。

② 障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で児童に対する指導・支援にあたる。

③ 地域、家庭と一体となって取組を推進するため普及啓発活動に努め、いじめの問題への取組の重要性について認識を広める。

- ④ 児童に「いじめは決して許されない」ことの意味を促すため、「人権作文」、「いじめ防止キャンペーン」等を実施する。

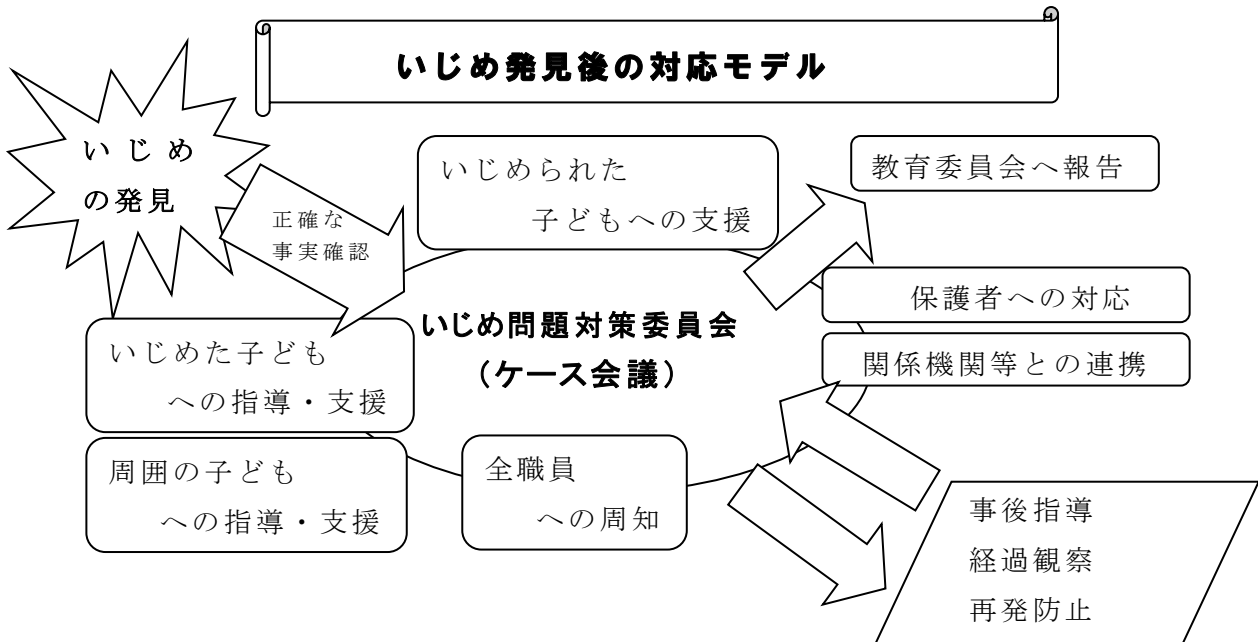
**(3) いじめの早期発見について**

- ① 日常の学級経営の充実を図るとともに、児童の観察・見守り等を丁寧に行い、その情報を教職員間で共有する。
- ② いじめの早期発見のため、児童対象アンケート（年2回）、教育相談週間（年2回）を実施する。
- ③ 職員研修の実施を研修計画に位置付け、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。
- ④ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対応できるよう、必要な啓発活動や情報モラル研修を行う（対象：児童、保護者、教職員）。

**(4) いじめの相談・通報について**

- ① 担任を主体とした、日常的な相談を実施する。
- ② いじめ相談・通報窓口として、教頭、教育相談主任が原則として対応し、児童、保護者、地域住民に周知する。
- ③ 養護教諭、スクールカウンセラー等も積極的に相談に応じる。

**(5) いじめを認知した場合の対応について**



- ① いじめに係る情報を把握した場合は、教育委員会に報告し、速やかに正確な事実確認を行う（「いじめ問題対策委員会」を中核に組織で対応）。
- ② いじめの事実が確認された場合は、まず、いじめをやめさせる。また、その再発を防止するため、いじめを受けた児童、保護者に対する支援と、

いじめを行った児童への指導・支援とその保護者への助言を継続的に行う。  
また、周囲の子どもへの指導・支援も行う。

- ③ 安心して教育を受けられるため必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、学習が受けられる手立てを講じる。
- ④ いじめの事案に係る情報を関係職員と共有する。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄のサポートセンター、警察署等と連携して対処する。

### 3 重大事態への対処について

#### (1) 重大事態とは

- ① いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。
- ② いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。

#### (2) 対処の方法

- ① 重大事案が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事態に対処する組織を設置する。校内組織は、「いじめ問題対策委員会」に、必要な人材を加えたものをこれに充てる。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果は、いじめを受けた関係児童及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 教育委員会へ報告をする。
- ⑥ 調査結果を踏まえて再発防止の対策を講じる。

#### (3) 調査の主体

- ① 教育委員会と協議の上、学校又は教育委員会が調査の主体になる。
- ② 教育委員会の判断により教育委員会の附属機関が調査をする場合がある。
- ③ 教育委員会が市長に報告した後、市長の判断により市長の附属機関が再調査をする場合がある。

### 4 公表・点検・評価等について

#### (1) 公表

策定した「学校いじめ防止基本方針」は、学校のホームページで公開する。

## (2) 点検

「学校いじめ防止基本方針」の実施状況の自己点検の項目を決めて行う。

## (3) 評価

- ① 点検の結果を踏まえて「学校いじめ防止基本方針」の改善に取り組む。  
必要に応じて「学校いじめ防止基本方針」の修正を行う。  
(PDCAサイクルの確立)
- ② いじめの有無やその件数のみを評価するのではなく、児童に寄り添って  
いかに解決できたかを評価する。